

移動等円滑化取組計画書

令和元年12月17日

住 所 愛知県半田市南広町124番地12

事業者名 名鉄知多タクシー株式会社

代表者名 代表取締役社長 藤田 重記

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

今後、タクシーの更新車両の選定において回転シート車両やユニバーサルデザインタクシーを選択肢の1つとして導入を検討する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

① 新人乗務員はユニバーサルドライバー研修を全員受講する。

② UD研修テキスト等を用いて受講済み乗務員にも教育を定期的実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
回転シート車両 ユニバーサルデザインタクシー	今後、タクシーの更新車両の選定において選択肢の1つとして導入を検討する。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	乗務員は全てユニバーサルドライバー研修を受講する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
配車注文時の聞き取り	配車注文時に利用者の状況や要望を聞き取り対応の可否を判断し、可能な場合は利用者に応じた対応をとる。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の教育	新人乗務員は全てユニバーサルドライバー研修を全員受講する。UD研修テキスト等を用いて受講済み乗務員にも教育を定期的実施する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・当社だけで十分に対応できない利用者には地元の自治体、福祉タクシー等と連携して対応する。 ・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。 ・本社業務部をバリアフリーの主管部署として社の推進体制を構築する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--